

大学生等生活支援給付金支給申請書兼請求書

南房総市長 宛

シヤチハタは使用不可

申請者氏名 (又は代理人氏名)	南房総 花子	印
--------------------	--------	---

※支給対象者ではなく父母等が代理人として申請する場合は、父母等のいずれかの氏名を記載し、押印をしてください。代理人となることができるのは、下記「2父母等」に記載された方に限ります。また、裏面の代理申請欄への記入が必要です。

南房総市大学生等生活支援給付金支給事業の給付金の支給を受けたいので、南房総市大学生等生活支援給付金支給事業実施要綱の規定により、下記支給対象者及び父母等は、裏面の誓約及び同意事項に誓約及び同意の上、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 支給対象者（大学生等）

フリガナ	ミナミボウソウ ジロウ	生年月日	平成16年3月10日
氏名	南房総 次郎	電話番号	080-XXXX-XXXX
住所 (住民登録地)	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	日中連絡がとれる番号を記載してください	
学校名	千葉大学	学年	1

2 父母等（父母又はこれに代わる者に限る。） ※代理人となることができるのは、本欄に記載された方に限ります。

フリガナ	ミナミボウソウ ハナコ	生年月日	昭和50年12月28日
氏名	南房総 花子	電話番号	090-XXXX-XXXX
住所	〒299-2512 南房総市岩糸2489	支給対象者との続柄	父・母 その他（ ）

※支給対象者との続柄については該当するものに○をし、その他の場合は（ ）内に記入してください。

3 支給額（請求額）

支給額（請求額）	50,000 円
----------	----------

4 振込先口座

※振込先口座は、支給対象者本人名義又は代理受給の場合は上記保護者等の名義の口座に限ります。

※代理受給の場合は、裏面の代理申請・受給欄への記入が必要です。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰でお書きください)	フリガナ 口座名義
		1 普通		
金融機関 コード	支店 コード	2 当座		
ゆうちょ銀行	店名 〇五八	預金 種目	口座番号 (右詰でお書きください)	フリガナ 口座名義
		① 普通		ミナミボウソウ ジロウ
金融機関 コード	店番 (3桁)	2 当座	1 2 3 4 5 6 7	南房総 次郎

※ゆうちょ銀行を選択される場合は、通帳の見開き下部に記載の店名・店番・預金種目・口座番号と口座名義をご記入ください。

必ず裏面もご確認ください

(裏面)

5 添付書類【支給対象者(大学生等)本人が申請・受給する場合】

支給対象者(大学生等)が申請及び受給する場合は、次の書類を添付の上、申請してください。(代理申請・受給の場合は下記の6代理申請・受給を行う場合をご確認ください。)

- (1) 在学証明書の写し
- (2) 支給対象者(大学生等)本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等)
- (3) 給付金の振込先が確認できる支給対象者(大学生等)本人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し
- (4) 支給対象者が申請日時時点で南房総市の住民基本台帳に記録されていない場合は、戸籍謄本等、保護者等との関係が分かるもの

6 代理申請・受給を行う場合【代理人が申請・受給する場合】

委任事項

表面の「2 父母等」に記載の者を代理人と認め、南房総市大学生等生活支援給付金の

申請・請求	}	を委任します。
受給		
申請・請求及び受給		

(大学生等本人)

支給対象者氏名 **南房総 次郎**

※支給対象者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

※代理人が申請・受給する場合は次の書類を添付してください。

- (1) 在学証明書の写し
- (2) 支給対象者(大学生等)本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等)
- (3) 支給対象者(大学生等)本人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し(代理人を受給する場合は不要)
- (4) 代理人の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等)
- (5) 戸籍謄本等、支給対象者と代理人の代理関係が分かるもの
- (6) 代理人を受給する場合は、給付金の振込先が確認できる代理人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し

7 誓約及び同意事項

<ol style="list-style-type: none">(1) 受給資格の確認にあたり、市が支給対象者、父母等、代理人に係る公簿等その他必要な確認を行うことに同意します。(2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。(3) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。(4) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに市が申請・受給者又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。(5) 給付金の支給後、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合は、給付金の全額を返還します。
--

○ 給付金支給額 5万円

※ 上記大学等は学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上及び専攻科に限る。)、高等学校(専攻科に限る。))及び専修学校(専門課程に限る。))並びに独立行政法人等が設置する大学校となります。

※ 記入事項を訂正する場合、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。また、訂正箇所に申請者氏名欄で使用した印を訂正印として押印してください。(消えるボールペン及び修正液等は使用不可)

※ 申請期限は、令和5年1月31日までとなります。(郵送による場合は申請期限日までの消印有効)